

文化庁防災業務計画

昭和49年4月4日
昭和54年12月17日修正
平成8年5月29日修正
平成13年1月6日修正
平成16年4月1日修正
平成16年5月20日修正
平成18年9月15日修正
平成20年6月30日修正

第1章 総則

第1節 この計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、文化庁の所掌事務について、防災に必要な事項を定め、もって防災に関する事務を総合的に推進することを目的とする。

第2節 この計画の目標

この計画においては、次に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- 1 文化庁の所掌事務に係る都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）の博物館、美術館、文化ホール等の文化施設（以下「公立文化施設」という。）、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「国立国語研究所等」という。）並びに指定文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された文化財をいう。以下同じ。）を収蔵又は展示している社寺その他の施設（以下「文化財施設」という。）における入場者等の生命、身

体の安全に万全を期すること。

- 2 国立国語研究所等及び文化施設（公立文化施設及び文化財施設をいう。）の施設設備の災害予防、災害応急対策及び災害復旧（以下「災害予防等」という。）に万全を期すること。
- 3 指定文化財及び国立国語研究所等、文化施設に収蔵又は展示されている美術工芸品等（以下「文化財等」という。）の災害予防等に万全を期すること。

第3節

第1 文化庁における防災体制の整備

- 1 文化庁の所掌する防災に関する事務は、文部科学省組織令に規定する文化庁の長官官房及び各部課の所掌事務に係る防災に関する事務とし、その事務処理に当たっては、この業務計画に基づいてそれぞれ関係部課の所掌事務に応じ、組織的、計画的に実施するとともに、相互の連絡協調を図り、この計画の目的の達成に努めるものとする。
- 2 文化庁の所掌する防災に関する事務について有機的な連携を図り、災害予防等を円滑かつ的確に推進するため、文化庁に文化庁防災連絡会議を設置する。
その組織その他必要な事項に関しては、別に定める。
- 3 文化庁長官は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認められるときは、応急対策について万全の措置を講ずるため文化庁に文化庁非常災害対策本部を設置する。
- 4 文部科学省防災連絡会議、文部科学省非常災害対策本部が開催された場合は、関係職員を参加させ、災害対策の連絡調整等の円滑な実施に努める。また、文部科学省に非常災害対策班が設置された場合は、必要に応じて関係職員に協力させる。
- 5 災害の規模・程度に応じた防火体制の確立のため、関係職員への情報伝達及び非常参集等を迅速に行う。
連絡体制、非常参集体制については、文部科学省非常参集要領及び文化庁非常参集要領に定めるところによる。
- 6 文化庁を含む首都圏が被災した場合、職員及び来訪者等の避難、庁舎施設・設備の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の緊急対策や被災時でも継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）が円滑に実施されるよう、体制の整備を図る。

文化庁において業務を行うことが困難な場合、文部科学省災害対策本部と連携を図りながら、関係機関の協力を得て、代替機能を確保する措置を検討する。

なお、より具体的な非常時優先業務の体制や内容等については、別に定められる「文部科学省・文化庁業務継続計画」によることとする。

7 防災に係る事務に関しては、他の関係省庁等と緊密な連絡を図り、協力する。

第2 国立国語研究所等の防災体制の整備

文化庁は、国立国語研究所等が、この計画の趣旨に添って災害予防等に関し必要な計画を作成し、防災体制の整備を図るよう指導・助言する。

第3 都道府県等の防災体制の整備

文化庁は、都道府県等における文化財等、文化施設の災害予防等に関し、必要に応じて指導、助言及び援助を行い、防災体制の推進を図る。

第4 広域支援体制の整備

文化庁は、被災地域の文化施設及び国立国語研究所等への、他の都道府県等からの援助活動の円滑な実施のため、都道府県等及び国立国語研究所等に対し、広域的な支援体制が整備されるよう、指導・助言を行う。

第2章 災害予防

文化庁は、災害予防の万全を期するため、次に掲げる事項について実施し、又は都道府県等及び国立国語研究所等に対し、指導・助言するものとする。

第1 防災計画等の整備

- 1 文化庁は、文化施設の防災体制に関する計画及び対応マニュアル等の作成のためのガイドラインを作成する。
- 2 文化施設においては、災害時の入場者等の安全確保方策、職員の役割分担、公演の中止、開館時間の短縮等、情報連絡体制等防災体制に関する計画及び対応マニュアル等の整備を図る。

第2 防災上必要な訓練の実施

- 1 文化庁は、文部科学省の防災訓練に参加するとともに、伝達訓練等の必要な訓練を実施する。

2 文化施設においては、防災演習等の防災上必要な訓練を毎年、定期的を実施する。

第3 防災上必要な教育の実施

文化庁は、関係職員に対し、防災に関する専門的知識及び技能の向上を図り、防災対応能力を高めるよう努めるとともに防災指導資料の配付、講習会の開催を促進する。

第4 文化施設・設備の災害予防措置

文化施設の所有者は、文化施設及びその設備の災害予防のため、次の措置を講ずる。

1 文化施設の安全性の向上

- (1) 既存施設については、計画的に耐震診断調査を行い、必要に応じ、補強・改築等の措置を講じる。
- (2) 施設の整備に際しては十分な耐震性を確保し、不燃化、堅牢化を促進する。
- (3) 電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の2次部材についても災害時における被害を最小限にとどめるため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強、補修を実施する。

2 防災機能の整備

- (1) 迅速かつ適切な消防、避難及び救助が実施できるよう、必要な消防、避難及び救助に関する施設・設備等の整備を促進する。その際、誘導灯、誘導標識等の避難設備の整備に留意する。
- (2) 防災上必要な物資の備蓄を行う。

3 設備・備品の安全対策

展示ケース等のガラス、照明機器、収蔵棚、形状等が不安定な作品等の展示方法など安全管理の徹底を図る。

4 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物は、関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生の場合においても安全を確保できるよう適切な災害予防措置をとる。

第5 災害対策担当部局との連携強化

文化施設が災害時の避難所並びにボランティア活動拠点として利用される場合に備え、防災機能の充実、避難所としての円滑な運営、早期の機能の回復へ

の配慮などに関し、災害対策部局との連携が図られるよう関係機関に対し 指導及び助言を行う。

第3章 災害応急対策

文化庁は、災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる事項について実施し、又は都道府県等及び国立国語研究所等に対して指導・助言するものとする。

第1節 地震災害等対策

地震災害等、突然の災害の場合は、次に掲げる応急措置を講ずる。

第1 情報の収集・伝達

1 発災情報の把握

気象庁等関係省庁との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等からの情報を含め、広範な情報の把握に努める。

2 被害情報の収集・伝達

- (1) 災害の規模・程度に応じた防災体制を確立し、迅速に情報収集に関する体制をとる。
- (2) 被害情報について被災地域の文化施設及び都道府県等から必要な情報を収集する。各課は事務分掌に基づき必要な情報を収集し、政策課に報告する。政策課は、文部科学省文教施設企画部施設企画課（文部科学省非常災害対策本部非常災害対策班が設置された場合は、非常災害対策班）に報告する。
- (3) 情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努める。
- (4) 災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話、パソコン等による通信のほか、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集・伝達に努める。

第2 入場者等の安全対策

1 入場者等の安全確保

文化施設においては、計画に基づき災害の事態に即応して、入場者等の安全な場所への避難等を適切に行う。

2 入場者等の応急措置

文化施設において入場者等の身体に被害が生ずる事態が発生した場合、医療機関等との連絡及び応急手当等を行う。

第3 施設・設備の応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去等の措置を講じる。

第2節 風水害その他の災害対策

風水害等、事前に発災予測が可能な場合については、第3章第1節、第1及び第2による他、次に掲げる応急措置を実施し、又は都道府県及び国立国語研究所等に対して指導・助言するものとする。

第1 気象及び災害情報の収集・伝達

- 1 災害が発生する恐れがある場合、気象官署その他関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ等のマスコミ情報などにより、気象及び災害情報の収集に努める。
- 2 文化施設において、入場者等に災害に関する予報、警報及び警告を迅速かつ正確に伝達する。

第2 施設・設備の緊急点検等

- 1 災害が発生する恐れがある場合、文化施設において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ被災防止措置を講じる。
- 2 災害が発生する恐れがある場合、必要に応じ、重要な所蔵品や設備等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等、適切な管理を行う。

第4章 災害復旧・復興

第1 復旧・復興事務体制の整備

- 1 文部科学省に復興対策本部が設置された場合、関係職員を参加させる。また、文部科学省復興対策班が設置された場合は、必要に応じ関係職員を参加させるものとする。

- 2 文化施設の調査、災害査定にあたって、文部科学省に文部科学省災害復旧現地調査対策室が設置された場合は、同対策室との連携を図りながら行うものとする。

第2 文化施設の復旧

- 1 可能な限り迅速かつ円滑な復旧事業の促進を図るよう努めるとともに、都道府県等に対し、復旧に関して指導・助言を行う。
- 2 公立文化施設の災害復旧事業については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき必要な措置を迅速かつ的確に講ずる。

第5章 文化財等の災害予防等

文化庁は、文化財等及び文化財施設の災害予防等の万全を期するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

第1 災害予防

1 災害予防の指導及び防災思想の普及

文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者（以下「文化財の所有者等」という。）に対し、防災に関する指導、助言を行うとともに一般住民に対し、文化財愛護及び文化財等の防災の重要性に関する認識を深める。

2 災害予防のための措置

- (1) 指定文化財である建造物の耐震性能の向上に関する指針を作成して指定文化財である建造物の所有者又は管理団体に対して指導する。
- (2) 美術工芸品等（指定文化財を含む。）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災方策及び応急措置方法に関する指針を作成し、所有者等に対し指導する。
- (3) 指定文化財及び文化財施設の防災設備について、必要があると認めるときは、防災事業費国庫補助事業及び保存施設費国庫補助事業により所要の補助を行う。

3 防災上必要な訓練

毎年1月26日を「文化財防火デー」として全国的な文化財防火運動を推進するとともに、この運動の一環としてできるだけ防火実地訓練を実施するよう文化財の所有者等に対し、指導及び助言する。

第2 応急対策

1 災害状況の把握

災害により文化財等及び文化財施設に被害が発生した場合には、都道府県等から災害原因、被害の概要等必要な事項の報告を求め、又は、関係職員を現地に派遣して、状況の迅速かつ的確な把握に努める。

2 文化財等の応急措置

災害を受けた指定文化財については、必要な応急措置を迅速に講ずるとともに、都道府県等に対し指導及び助言する。

3 文化財等の救援事業

(1) 文化財等の廃棄、散逸を防止するため、所有者の要請に応じて応急措置を行い、又は一時保管を行うため、必要があると認めるときは、文化財等救援委員会を設置するものとする。

(2) 文化財等救援委員会は、文化庁、国立国語研究所等及び文化財・美術関係団体の協力を得て、文化財等の所有者等からの要請に応じて文化財等の応急援助等を行う。

(3) 文化財等救援委員会の組織その他必要な事項は別に定める。

第3 復旧

災害を受けた指定文化財の修復について、技術的指導を行うとともに、必要があると認めるときは、重要文化財修理、防災事業費国庫補助事業により所要の補助を行うものとする。

1 指定文化財である建造物の復旧にあたっては、特に公開を行っている事例について、人命の安全を図るべく、当該建造物の強度を向上させる内容で、工事を実施することとする。

2 美術工芸品等（指定文化財を含む。）の破損については、精密な調査を行うとともに、個々の文化財の材質、形状等に即した本格的な修復を実施し、保存対策を講ずるものとする。

第6章 地域防災計画の作成の基準

災害対策基本法第40条及び第42条から第44条に規定する地域防災計画の作成において、文化庁の所掌事務に関して作成の基準となるべき事項は、概ね次

のとおりとする。

第1節 災害予防に関する事項

第1 防災に関する計画等の整備に関する事項

- 1 文化施設における、防災に関する計画及び対応マニュアル等の整備に関すること。
- 2 文化施設との災害時における情報連絡体制の整備に関すること。

第2 防災上必要な教育訓練に関する事項

- 1 関係職員を教育するための講習会、研究会等に関すること。
- 2 関係職員に対する、防災上必要な訓練に関すること。
- 3 一般住民の防災に関する認識を高めるための講習会の開催、関係資料の配付に関すること及び「文化財防火デー」、文化財愛護活動などの実施に関すること。

第3 文化施設・設備等の災害予防対策に関する事項

- 1 文化施設の施設整備の際の耐震性の確保、不燃化・堅牢化の促進、二次部材等についての安全点検等に関すること。
- 2 警報、消防、避難及び救助のための施設設備等の整備の促進及び防災上必要な物資の備蓄に関すること。
- 3 災害時の設備・備品の転倒・破損等の防止対策や薬品等危険物の管理に関すること。
- 4 文化財等の防火のための施設整備及び文化財施設の施設設備の安全点検及び整備に関すること。

第2節 災害応急対策に関する事項

第1 気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項

災害が発生する恐れがある場合の気象及び災害情報の収集、及び文化施設における入場者等に対する災害に関する情報、警報及び警告の伝達に関すること。

第2 施設・設備の緊急点検等に関すること

災害が発生する恐れがある場合、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な箇所への移動等の被災防止措置に関すること。

第3 入場者等の安全対策に関する事項

- 1 入場者等の安全な場所への避難、応急措置等の安全確保の措置に関すること。
- 2 災害が発生する恐れがある場合の、文化施設における開館時間の短縮等の措置に関すること。

第7章 東海地震の地震防災対策強化地域に関わる地震防災強化計画

この章においては、大規模地震対策特別措置法（以下この章において「大規模地震法」という。）の規定に基づき、文化庁の所掌事務について、地震防災応急対策、地震防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報（以下「地震防災応急対策等」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

第1節 地震防災体制の整備

第1 文化庁等における地震防災体制の整備

- 1 文化庁は、本章で定めるところにより、地震防災応急対策等を実施するとともに、大規模地震法第6条の規定により定める地震防災強化計画の中で、大規模地震法第3条第1項に基づき東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された都県及び市町村（以下「強化地域」という。）に所在する文化施設における地震防災応急対策等の計画及び実施について具体的に定めるよう都県及び市町村（強化地域に指定された都県及び市町村をいう。以下、本章において同じ。）に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。
- 2 強化地域に施設を有する国立国語研究所等に係る地震防災応急対策等の計画及び実施については、本章の定めるところによるほか、それぞれの法人の防災規程等において別に定めるところによる。

第2 文化庁地震災害警戒本部の設置

- 1 文化庁長官は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急対策にかかわる措置をとるため、本庁に文化庁地震災害警戒本部を設置する。
文化庁地震災害警戒本部は、文化庁非常災害対策本部の構成員をもって構成

する。

- 2 文化庁地震災害警戒本部は、地震が発生して文化庁非常災害対策本部が設置されたとき又は地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときに廃止されるものとする。

第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 地震に関する情報の伝達等

文化庁から都県、市町村及び強化地域に施設を有する文化施設への地震に関する情報の伝達並びに避難状況等の強化地域に施設を有する文化施設からの報告（以下「情報の伝達等」という。）の担当部局については、次のように取り扱うものとする。

- 1 文化庁では、文化庁地震災害警戒本部が、都県、国立国語研究所等への情報の伝達等を担当する。
- 2 都県は、その地震防災強化計画において、市町村、強化地域に施設を有する文化施設への情報の伝達等の担当部局を定める。
- 3 市町村は、その地震防災強化計画において、強化地域に施設を有する文化施設への情報の伝達等の担当部局を定める。
- 4 強化地域に施設を有する文化施設は、情報の伝達等の担当部局等を定める。

第2 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

情報の伝達等、地震防災応急対策の実施要員の確保及び発災後に備えた資機材・人員の手配について、都県、市町村及び強化地域に施設を有する文化施設は、それぞれ必要な事項に関し、実態に即して具体的に定めるものとする。

第3 警戒宣言時の広報及び退避

強化地域に施設を有する文化施設で不特定かつ多数の者が出入りする施設については利用者等に地震予知情報等を伝達する方法を明示するとともに、これらの者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者等を具体的に明示するものとする。

第4 文化施設の施設の管理又は運営に関する対策

- 1 強化地域に施設を有する文化施設の所有者は、工事中の建築物その他の工作

物又は施設について、安全上実施すべき措置について明示するものとする。

この場合において、地震の発生の危険にかんがみ、原則として、工事の中断の措置を講ずるものとする。特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に特に配慮するものとする。

化学薬品その他の危険物を取り扱う強化地域に施設を有する文化施設は、地震が発生した場合に生じる可能性のある火災等を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、明示するものとする。

- 2 強化地域に施設を有する文化施設の所有者は、東海地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、文化施設の耐震化に努めるものとする。

第3節 大規模な地震に係る防災訓練

文化庁、都県、市町村及び強化地域に施設を有する文化施設は、大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

この場合において、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係るものについて行うものとする。

第4節 地震防災上必要な広報及び教育に関する事項

文化庁、都県、市町村及び強化地域に施設を有する文化施設は、次の事項について、所要の広報活動を行うとともに、地震防災業務の円滑な推進に資するため関係職員に対し地震防災教育の徹底を図るものとする。

- 1 警戒宣言の性格及びこれに基づき執られる措置の内容
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 地震予知情報等の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識
- 5 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 6 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- 7 各地域における避難地及び避難路に関する知識

- 8 関係職員が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在執られている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取り組む必要性のある課題

第8章 東南海・南海地震防災対策推進計画

この章においては、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、この章において「東南海地震法」という。）の規定に基づき、文化庁の所掌事務について、防災体制、津波からの円滑な避難の確保、防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報等（以下「地震防災対策」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

第1節 防災体制

第1 文化庁等における防災体制の整備

- 1 文化庁は、本章で定めるところにより、地震防災対策を実施する。
- 2 東南海地震法第3条第1項の規定に基づき指定された東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に施設を有する国立国語研究所等（以下、この章において「関係独立行政法人」という。）に係る地震防災対策の計画及び実施については、本章の定めるところによるほか、それぞれの関係独立行政法人の防災規程等において別に定めるところによる。
- 3 文化庁は、東南海地震法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進基本計画において定められた「東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域」（以下「指定区域」という。）に所在する文化施設並びに関係独立行政法人における地震防災対策の計画及び実施について、指定区域に係る都府県若しくは市町村における東南海・南海地震防災対策推進計画又は指定区域に係る関係独立行政法人における対策計画において、具体的に定めるよう都府県若しくは市町村又は関係独立行政法人に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- 1 文化庁における災害対策本部等の設置に関する事項及び要員参集体制は、第

1 章第 3 節の規定による。

- 2 都府県、市町村（推進地域に指定された都府県及び市町村をいう。以下、本章において同じ。）並びに関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設にあっては、東南海・南海地震が発生した場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について明示するものとする。

第 3 地震発生時の応急対策

- 1 文化庁における地震発生時の応急対策は、第 3 章の規定による。
- 2 都府県、市町村、関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設にあっては、東南海・南海地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について明示するものとする。

第 4 物資の備蓄

関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、明示するものとする。

この場合において、不特定かつ多数の者が出入りする施設については、主要食糧、生活必需品、医薬品等について特に配慮するものとする。

第 2 節 津波からの円滑な避難の確保

第 1 津波に関する情報の伝達等

文化庁と都府県、市町村、関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設の津波警報等に関する情報の伝達並びに避難状況等の関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設からの報告（以下「情報の伝達等」という。）の担当部局については、次のように取り扱うものとする。

- 1 文化庁では、文化庁の各課が、事務分掌に基づき、都府県、関係独立行政法人への情報の伝達等を担当する。
- 2 都府県は、その推進計画において、市町村、推進地域に施設を有する文化施設への情報の伝達等の担当部局を定める。

- 3 市町村は、その推進計画において、推進地域に施設を有する文化施設への情報の伝達等の担当部局を定める。
- 4 関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設は、情報の伝達等の担当部局を定める。
- 5 関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設で不特定かつ多数の者が出入りする施設は、利用者等に対し、津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。

また、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行なわれる前であっても、直ちに避難するよう利用者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

第2 避難対策等

- 1 関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設は、必要な安全確保対策を計画に明示する場合には、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。
- 2 関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設で不特定かつ多数の者が出入りする施設は、利用者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するものとする。その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合には、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることも考慮するものとする。

第3 施設の管理又は運営に関する対策

- 1 関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を明示するものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を

中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

化学薬品その他の危険物を取り扱う関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設は、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、具体的に明示するものとする。

- 2 関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設の所有者は、東南海・南海地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、その管理に係る施設の耐震化に努めるものとする。

第4 文化財保護対策の実施

文化庁、都府県及び市町村は、延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進するものとする。

第3節 防災訓練

文化庁、都府県、市町村、関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設は、大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

第4節 地震防災上必要な広報及び教育

文化庁、都府県、市町村、関係独立行政法人及び推進地域に施設を有する文化施設は、次の事項について、所要の広報活動を行うとともに、地震防災業務の円滑な推進に資するため関係職員に対し地震防災教育の徹底を図るものとする。

- 1 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 5 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- 6 関係職員が果たすべき役割
- 7 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

8 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

この章においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、この章において「日本海溝地震法」という。）の規定に基づき、文化庁の所掌事務について、防災体制、津波からの円滑な避難の確保、防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報（以下「地震防災対策」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

第1節 防災体制

第1 文化庁等における防災体制の整備

- 1 文化庁は、本章で定めるところにより、地震防災対策を実施する。
- 2 文化庁は、日本海溝地震法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画において定められた「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「指定区域」という。）に所在する文化施設における地震防災対策の計画及び実施について、指定区域に係る道県若しくは市町村における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画又は対策計画において、具体的に定めるよう道県若しくは市町村に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- 1 文化庁における災害対策本部等の設置に関する事項及び要員参集体制は、第1章第3節の規定による。
- 2 道県、市町村（推進地域に指定された道県及び市町村をいう。以下、本章において同じ。）並びに推進地域に施設を有する文化施設にあつては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について明示するものとする。

第3 地震発生時の応急対策

- 1 文化庁における地震発生時の応急対策は、第3章の規定による。

- 2 道県、市町村及び推進地域に施設を有する文化施設にあっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について明示するものとする。

第4 物資の備蓄

推進地域に施設を有する文化施設は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、明示するものとする。

この場合において、不特定かつ多数の者が出入りする施設については、主要食糧、生活必需品、医薬品等について特に配慮するものとする。

第2節 津波からの円滑な避難の確保

第1 津波に関する情報の伝達等

文化庁と道県、市町村及び推進地域に施設を有する文化施設の津波警報等に関する情報の伝達並びに避難状況等の推進地域に施設を有する文化施設からの報告（以下「情報の伝達等」という。）の担当部局については、次のように取り扱うものとする。

- 1 文化庁では、文化庁の各課が、事務分掌に基づき、道県への情報の伝達等を担当する。
- 2 道県は、道県の推進計画において、市町村、推進地域に施設を有する文化施設への情報の伝達等の担当部局を定める。
- 3 市町村は、市町村の推進計画において、推進地域に施設を有する文化施設への情報の伝達等の担当部局を定める。
- 4 推進地域に施設を有する文化施設は、情報の伝達等の担当部局を定める。
- 5 推進地域に施設を有する文化施設で不特定かつ多数の者が出入りする施設は、利用者等に対し、津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。

また、施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行なわれる前であっても、直ちに避難するよう利用者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

第2 避難対策等

- 1 推進地域に施設を有する文化施設は、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、津波注意報でも海水浴や磯釣りは行わないことを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。
- 2 推進地域に施設を有する文化施設で不特定かつ多数の者が出入りする施設は、利用者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するものとする。避難誘導方法については、避難路の凍結等によって避難が困難となることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮したものとす。その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階を避難場所とすることも考慮するものとする。

第3 施設の管理又は運営に関する対策

1 推進地域に施設を有する文化施設は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を明示するものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

化学薬品その他の危険物を取り扱う推進地域に施設を有する文化施設は、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、具体的に明示するものとする。

- 2 推進地域に施設を有する文化施設の所有者は、日本海溝・千島海溝地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、その管理に係る施設の耐震化を

図るものとする。

第4 文化財保護対策の実施

文化庁、道県及び市町村は、延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進するものとする。

第3節 防災訓練

文化庁、道県、市町村及び推進地域に施設を有する文化施設は、大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

第4節 地震防災上必要な広報及び教育

文化庁、道県、市町村及び推進地域に施設を有する文化施設は、次の事項について、所要の広報活動を行うとともに、地震防災業務の円滑な推進に資するため関係職員に対し地震防災教育の徹底を図るものとする。

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 5 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- 6 職員等が果たすべき役割
- 7 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 8 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 9 その他必要と認める事項